

大和市告示第28号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、同条第1項の規定により指定した形質変更時要届出区域の一部を次のとおり解除する。

令和3年3月8日

大和市長 大 木 哲

1 解除する区域

大和市中心林間西三丁目3860番1の一部（別図のとおり。）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

セレン及びその化合物

鉛及びその化合物

砒素^ひ及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

汚染土壌の掘削除去及び場外搬出並びに良質土による埋戻し